

(様式 11)

提 言 に 対 す る
改 善 報 告 書

作成日：2024 年 6 月 26 日

大学名：熊本大学薬学部

評価年度：2022 年度

■改善すべき点への対応について

改善すべき点（１）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

１ 教育研究上の目的と三つの方針

（２）指摘事項

教育研究上の目的および三つの方針の定期的検証の際に、医療を取り巻く環境や薬剤師に対する社会のニーズの変化に関する調査結果等を踏まえた議論を行うよう、改善が必要である。

（３）本評価時の状況

薬学部の教育研究上の目的は、薬学部運営会議において検証を行い、検証結果について薬学部教授会で協議し、承認を得る体制をとっている。また、三つの方針のうちディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーについては薬学部教務委員会が、アドミッション・ポリシーについては薬学部入試管理・検討委員会が毎年度検証を行っている。各委員会の検証の結果を受けて薬学部教授会での協議が行われ、翌年度の三つの方針が確定される。検証の際には、医療を取り巻く環境や薬剤師に対する社会のニーズの変化等を勘案して議論を進めるよう努めているが、調査結果等の具体的なデータを根拠とした議論は現状では十分行えていないので、今後改善の余地がある。

（４）本評価後の改善状況

現状において具体的な改善策は講じられていないが、厚生労働省（厚生労働科学研究事業を含む）から随時発出される調査報告書（例：薬剤師確保のための調査・検討事業報告書）や研究成果報告書（例：国民のニーズに応える薬剤師の専門性のあり方に関する調査研究報告書）のデータを、教育研究上の目的および三つの方針についての議論を行う上での参考資料として今後活用していくことを計画している。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等

該当なし

改善すべき点（２）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

２ 内部質保証

（２）指摘事項

６年制薬学教育に係る自己点検・評価に外部委員又は薬学科卒業生が関与していないので、改善が必要である。

（３）本評価時の状況

熊本大学では、令和３(2021)年度から自己点検・評価体制の見直しを行い、各評価領域において所掌会議が毎年度自己点検・評価を実施し、その結果を大学評価会議に報告するとともに、自己点検・評価の結果、改善が必要な場合は改善計画を定め、改善を実施する体制を整備した。各部局の教育領域の評価は、他部局所属の評価委員が担当することで客観性を担保している。

全学的な自己点検・評価に加えて、薬学部では６年制薬学教育に係る自己点検・評価を計画的に実施している。まず、2018年度に実施した自己点検・評価について薬学教育評価機構による第１期の第三者評価を2019年度に受審した。第三者評価で指摘を受けた提言等への対応状況を毎年度検証し、調査結果に基づいてさらなる改善計画を策定し、それらをまとめた報告書を教職員に通知し、改善の取組みを促している。また、第２期の薬学教育評価基準に基づく内部プレ評価を2022年度に実施し、その結果に基づいて2023年度以降の改善を進めていく。2027年度には第２期の第三者評価を受審する予定となっており、その前年度の自己点検・評価の実施をはじめとして連動する形でPDCAサイクルを実行する計画である。なお、これらの評価プロセスについて現時点では外部委員や薬学科卒業生は含まれていない。

（４）本評価後の改善状況

６年制薬学教育の内部質保証を目的とする自己点検・評価に関しては、未だ外部委員に委嘱する段階に至っていないが、令和６年度中には調整を完了する予定である。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等

該当なし

改善すべき点（3）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

3 薬学教育カリキュラム （3-1）教育課程の編成

（2）指摘事項

令和6年度入学者より「薬学教育モデル・コアカリキュラム-令和4年度版-」が適用されるため、今後あらためて薬学科カリキュラムの検証を進めていく必要がある。

（3）本評価時の状況

本学薬学部の薬学科教育カリキュラムは、その適切性について随時検証が行われ、必要に応じて改善が行われている。まず、薬学教育モデル・コアカリキュラム平成25年度改訂版への対応として、平成25(2013)年度後半から平成26(2014)年度前半にかけて薬学部教務委員会が主体となって改訂モデル・コアカリキュラムのSBOと旧カリキュラム科目の教育内容との照合作業を行った。その結果を受け、過不足の調整が必要な部分については薬学部教務委員会および薬学部教授会での審議を経て科目の新設・廃止や単位数の変更等を行った他、一部の科目において名称や開講時期の変更も行った。これらの比較的規模の大きなカリキュラム改革を実施することで、平成27(2015)年度入学者から改訂版モデル・コアカリキュラムに適合した教育が開始されたが、その後も薬学部教務委員会および薬学部教授会での審議を通じてカリキュラムのさらなる適正化を図っている。令和4(2022)年度以降入学者に適用されている最新のカリキュラムは、令和2(2020)年度から薬学部教務委員会および薬学部教授会において慎重に議論を重ね、7年ぶりに大幅な内容改善が図られたものである。

（4）本評価後の改善状況

上記の令和4(2022)年度以降入学者対象カリキュラムと「薬学教育モデル・コア・カリキュラム-令和4年度版-」との照合作業を令和5(2023)年度に実施した。1科目について調整（選択科目から必修科目への変更）を行った結果、令和6(2024)年度以降入学者を対象とする本学薬学科カリキュラムは、薬学教育モデル・コア・カリキュラムに掲げられた学修事項全てを網羅したものであることが確認できている。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等

- ・令和6年度以降入学者_薬学科科目・コアカリキュラム対照表

改善すべき点（４）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

３ 薬学教育カリキュラム （３－２）教育課程の実施

（２）指摘事項

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）において卒業までに学生が身につけるべき資質・能力を設定しているが、これらの学修成果に関する各学生の到達度が卒業認定の際に活用されていない。

（３）本評価時の状況

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）では、熊本大学の定める7つの学修成果（豊かな教養、確かな専門性、創造的な知性、社会的な実践力、グローバルな視野、情報通信技術の活用力、汎用的な知力）に対応させる形で、卒業までに学生が身につけるべき資質・能力を設定している。これらの学修成果に関する各学生の到達度は、熊本大学学修成果可視化システム（ASO）において数値化されているが、現状においては卒業認定の際に活用されていない。

（４）本評価後の改善状況

令和4年度より、3年次以上の薬学科学生に対してASOを活用した学修成果の評価を毎年度初頭に実施している。ただし現行の方式では、学生の所属分野の主任教員が各学生のASO上のデータ（「学修成果とGPA」「単位取得状況」など）を閲覧し、所定の様式に所見を記入する形をとっており、1）卒業判定の際の活用に適した評価形式となっていない、2）毎年度初頭のみ評価を実施しており、卒業判定時において評価を行っていない、といった問題点がある。今後あらためて学修成果の評価を卒業判定時に活用するための仕組みを構築することを計画している。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等

該当なし

改善すべき点（５）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

３ 薬学教育カリキュラム （３－３）学修成果の評価

（２）指摘事項

学修成果の評価結果を教育課程の編成及び実施の改善・向上に活用するよう改善が必要である。

（３）本評価時の状況

学修成果の評価については、令和４（２０２２）年度から具体的に実施されるようになったばかりであり、評価結果を教育課程の編成及び実施の改善・向上に活用する段階には至っていない。

（４）本評価後の改善状況

現状において具体的な改善策は講じられていない。今後は、前項の改善計画に記載した通り、まず学修成果の評価を卒業判定時に活用するための仕組みの改善を進め、数値データの活用利便性の向上を目指す。その上で、学修成果の評価結果から見えてくる問題点を抽出し、教育課程の編成及び実施の改善・向上に活用していくことを予定している。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等

該当なし

改善すべき点（6）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

4 学生の受入れ

（2）指摘事項

学力の3要素の評価、および医療人を目指す者としての志願者の資質の評価について改善が望まれる。

（3）本評価時の状況

特に一般選抜（前期日程）においては、学力の3要素のうち3) 主体性、多様性、協働性の評価や医療人としての適性の評価が十分に行えていないことから、今後調査書の評価の活用により、志願者の基礎的素養や適性をより適切に評価できるよう改善していく方向で議論を進めている。併せて、一般選抜（前期日程）への面接試験の導入についても議論を行っている。

（4）本評価後の改善状況

令和7(2025)年度の一般選抜からは個別学力検査に面接を新たに課すことを決定しており、医療人としての適性や主体性を持って多様な人と協働して学ぶ基礎的素養を有する学生の選抜に適した入試体制の整備を進めている。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等

- ・令和7年度熊本大学入学者選抜方法の変更について【第3報】

(<https://www.kumamoto-u.ac.jp/nyuushi/gakubunyushi/h33yokoku>)

改善すべき点（7）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

5 教員組織・職員組織

（2）指摘事項

教員の研究時間確保のための授業担当時間の平均化について継続的に努めていく必要がある。

（3）本評価時の状況

薬学部教員の授業担当時間は概ね平均化されているものの、一部の教員、特に医療系分野の教員については授業担当時間（実務準備実習および実務実習対応時間含む）が多い傾向にある。授業担当については、教員の異動・退職等に伴って年度ごとに見直しを行い、適正化に努めている。研究時間確保のために個々の教員の授業担当時間数が適正な範囲内となるよう引き続き努めて行く必要がある。

（4）本評価後の改善状況

対応方針はこれまでと同様であり、教員の定年退職等により授業担当者の変更が必要となった場合、可能な範囲において後任の教員人事を進めるとともに、年度ごとの授業担当者の見直しを図るなど、不均衡の拡大阻止のための方策を採っている。令和4(2022)年度以降は教員の新規採用人事および昇任人事が比較的活発に実施されるようになってきており、授業負担の不均衡の改善についても検討しやすい環境が整えられつつある。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等

- ・教員の教育担当状況一覧

改善すべき点（8）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

5 教員組織・職員組織

（2）指摘事項

実務家教員の研鑽のための制度の構築が望まれる。

（3）本評価時の状況

実務家教員7名は、各自が常に新しい医療に対応するための自己研鑽に努めている。具体的には、熊本県病院薬剤師会および薬剤師会と連携し、実務における最新の情報を共有出来るよう努めている他、医療薬学関連の講演会や学術集会への積極的な参加並びに医師との共同研究等を通して最新の医療に対応するべく自己研鑽に励んでいる。

（4）本評価後の改善状況

病院実務実習の一環として実施しているポリクリ実習の指導教員を増員し、実務家教員としての実務および教育スキルを向上させるための体制を構築している。また、熊本県薬事審議会、熊本県薬剤師会倫理委員会、ならびに、熊本県が多職種連携会議である肥後医育振興会などに実務家教員を派遣し、行政・社団法人等における薬剤師実務に従事する体制を築いている。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等

- ・ポリクリ実習 令和5年度実施報告書
- ・熊本県薬剤師会倫理委員会委員名簿
- ・肥後医育振興会評議員名簿